

目次

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	．．．．．	1
◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	．．．．．	2

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条 （略）

2 （略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5～7 （略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 （略）

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 （略）

四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

五～八 （略）

3～6 （略）

（輸出入の禁止）

第十五条 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 12 (略)

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成五年政令十七号) (抄)

(国内希少野生動植物種等)

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3・4 (略)

(希少野生動植物種の卵及び種子)

第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の二の項、(4)の1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項、(7)並びに(9)の1の項、ロの(1)及び(3)並びに二

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三 別表第一の表二の第二の(8)、(9)の2の項、3の項及び7の項、(10)の1の項、(11)の3の項、(14)の2の項、(16)の2の項、(17)の2の項及び4の項、(21)の1の項、(22)の1の項、(26)、(32)、(33)、(34)の1の項、(42)の6の項及び11の項、(45)の2の項及び4の項、(48)、(49)、(52)の2の項、(56)並びに(57)の2の項に掲げる種の種子

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

表一 （略）

表二

項	種 名
第一 動物界	
	(略)
六 昆虫綱	
イ 甲虫目	
ロ～ヘ (略)	
	(略)
第二 植物界	
	(略)
(22) まめ科	
2	<i>Intsia bijuga</i> (タシロマメ)
3	<i>Uraria picta</i> (ホソバフジボグサ)
4	(略)
(23) ～ (29) (略)	
(30) らん科	
	(略)
15	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
16	<i>Eulophia taiwanensis</i> (タカサゴヤガラ)
17	(略)
18	(略)
19	(略)
20	(略)
21	(略)
22	(略)
23	(略)
24	(略)
25	(略)
26	(略)
27	(略)
28	(略)

29	(略)
30	(略)
31	(略)
32	(略)
33	(略)
34	(略)
35	(略)
36	(略)
37	(略)
38	(略)
(31) ～ (44) (略)	
(45) ゆきのした科	
1	<i>Astilbe tsushimensis</i> (ツシマアカショウマ)
2	<i>Deutzia naseana</i> var. <i>amanoi</i> (オキナワヒメウツギ)
3	(略)
4	(略)
(46) ～ (58)	
(略)	

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第八条関係）

表一 (略)

表二

項	種 名	適 用 日
(略)		
第二 植物界		
(略)		
(2) きょうちくとう科		
(略)		
3	<i>Pachypodium decaryi</i> (パキユポディウム・デカリユイ)	平成2年1月18日
(3) ～ (20) (略)		
(略)		